

令和6年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）の対応について

1. 施策の目的

保育所等に入所している子どもが被災により別の保育所等を利用した場合や、復旧活動等を行うために一時預かり事業を利用した場合に、利用者負担を前提としない補助を行うことにより、被災者及び受け入れ施設等を支援する。

2. 施策の内容

- 被災のため在籍する保育所、幼稚園、認定子ども園（以下「保育所等」という。）を利用できず、一時的に別の保育所等を利用する場合、施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給する。
- 被災市町村に居住する世帯における子どもの保護者が復旧活動等を行うために、教育時間の前後や長期休業日等に当該子どもが在籍する幼稚園又は認定子ども園において一時預かり事業を利用した場合及び、保育所等に在籍していない子どもが一時預かり事業を利用した場合等は、利用者負担を前提としない補助基準額による補助を行う。

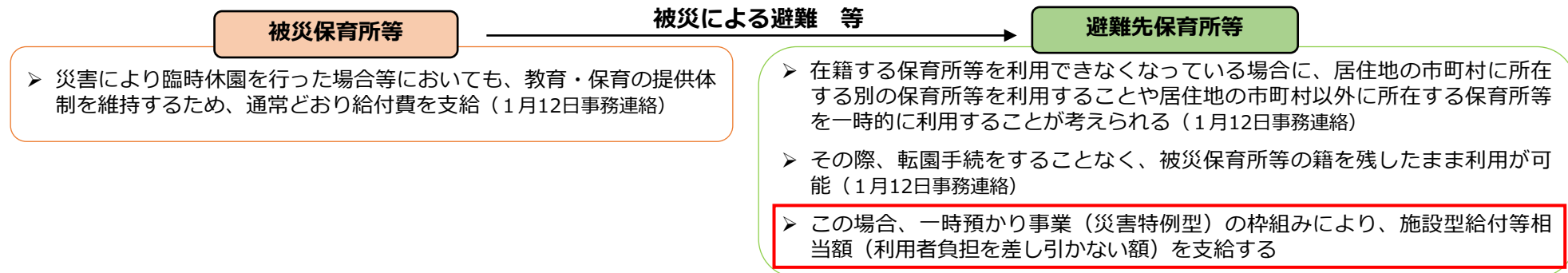
3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

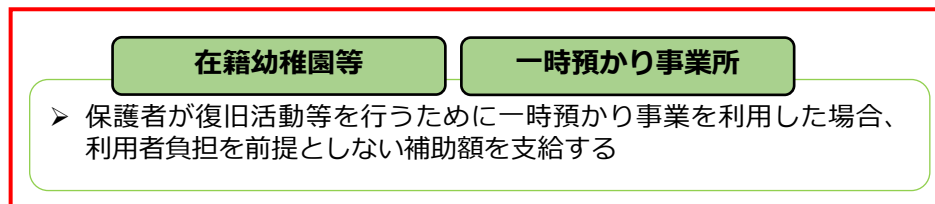
【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<イメージ図> ※本事業の対象は 部分

【保育所等に入所している子どもが被災により別の保育所等を利用するパターン】



【保護者が復旧活動等をするために一時預かり事業を利用するパターン】



※本事業の実施にあたり、文部科学省より以下の通り事務連絡を
発出しているため、併せてご確認ください



[一時預かり事業（災害特例型）について（事務連絡）
（令和6年1月26日）](#)